



発運協第3号
平成23年2月16日

倉吉市長 石田 耕太郎 様

倉吉市国民健康保険運営協議会
会長 桑本 圭二



出産育児一時金支給額の継続及び保険料賦課限度額の引き上げ
について (答申)

平成23年2月4日付発医第981号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

【答申】

現在の出産育児一時金の支給額は、緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置との位置づけで4万円引き上げられているところであるが、今般、国において出産費用の調査を受け、「4月以降、現支給額を引き下げることが適当でない」として被用者保険において平成23年4月以降も現支給額を継続する予定としている。

本市としても被用者保険との均衡及び本市国民健康保険被保険者に係る子育て支援の観点から、諮問のとおり、平成23年4月以降も出産育児一時金の現支給額を継続することとされたい。

また、全国的に医療費が増加する中で、国においては国保保険料(税)の賦課限度額を協会けんぽの本人負担の上限を目安に段階的に引き上げるため、国民健康保険法施行令の改正を予定している。

本市においては平成22年度に保険料率を引き上げたものであるが、国と同様に医療費は増加し、国保財政は大変厳しいものがある中で、施行令に予定される保険料賦課限度額を下回る額を定めることは適当ではないと考えるため、諮問のとおり、平成23年度分以降の

保険料賦課限度額を施行令と同様に、基礎賦課分（医療分）については現行 50 万円を 51 万円に、後期高齢者支援金等賦課分（支援金分）については現行 13 万円を 14 万円に、介護納付金賦課分（介護分）については現行 10 万円を 12 万円に引き上げることとされたい。